空家等を活用した魅力的なまちづくりを応援します！

米原市空家地域活性化活用補助金

Ver202304

要事前申請

補助期間	令和３年度から令和５年度まで
補助対象者	改修工事を施工する空家等の所有者または賃借者（予定を含む） ※**個人、法人、団体等を問わず、どなたでも申請可能**です。
対象物件	空家バンクに登録されている空家等のほか、市内に存する建築物のうち、現に使用されていないもの
補助対象事業	**市内事業者による 100 万円以上の空家等の地域活性化施設への改修工事** **【地域活性化施設とは】** ○地域活性化に資する**観光交流施設** ○高齢者、子ども等の**居場所づくりに資する施設** ○自治会等の活動拠点および**多世代交流施設** ○**テレワークスペース**（複数の利用者が各々の独立した仕事を共同で利用する場）に資する施設 ○その他、市長が認める地域活性化に資する施設
補助条件	○交付決定を受けた用途で、**10 年以上継続的に活用**すること。 ※10 年以内に活用されなくなった場合、補助金を返還していただくこととなります。 ○空家等が存する**自治会等に事前に説明を行い、理解を得ている**こと。 ○交付決定を受ける年度内に完了する改修工事であること。 ○過去に当該補助金の交付を受けていないこと。 ※この事業は対象期間中、同一申請者に対して１度のみの補助事業です。
補助金額	**上限 100 万円（補助率２/３）** ※冷暖房器具、家電製品等の取付工事、カーテン、家具、調度品等の備品購入費、外構工事などは補助対象外です。

この補助金は、空家等の利活用を促進し地域活性化を図るため、空家等を地域活性化施設に改修する工事に要した費用に対して予算の範囲内で支援するものです。

詳細は、米原市公式ウェブサイトをご覧いただくか、市役所へお問い合わせください。

お問い合わせ

米原市まち整備部シティセールス課
滋賀県米原市米原 1016 番地（本庁舎）
TEL:0749-53-5140　FAX:0749-53-5139